

FTAについて



自由貿易協定（FTA）とは、2以上の国や貿易圏において、製品・サービス・投資等に関する貿易障壁を軽減・撤廃し、各国間の貿易活動を円滑にすることを目的とした協定のことです。通常、国境を越えて取引が行われる際、取扱製品に対して関税が課されることとなり、製品の調達コストが上昇します。FTAは、このような関税を削減・撤廃することにより調達コストを下げ、各国間の取引を容易にします。FTAは主に製品やサービスの分野で締結されますが、投資家規制の緩和や知的財産権の移転等を目的とした広範な協定が結ばれることもあります。

1. なぜFTAが重要なのですか？

グローバル化が進む昨今、FTAは国際貿易の実施、拡大、促進において重要な役割を果たしています。FTAの締結により、各国のマーケットへのアクセスが容易になり、国際貿易および外国投資機会の増加等の便益をもたらします。

2. インドにおけるFTAの位置付けは？

FTAは、諸外国とインドとの貿易や投資を推進するための重要施策として常に注目されており、事実、重要な役割を果たしています。一方で、インドは様々な国との間で多くの貿易協定を締結していますが、先進国のFTA利用率が70～80%と高いのに対し、インドにおけるFTA利用率は著しく低いことが報告されています。これはつまり、本来享受可能な利益を逸していることを意味しており、FTAを活用し、早期に他国との貿易関係を改善していくことが特に重要とされています。

3. FTAのメリットは？

FTAには様々なメリットがありますが、代表的なものは以下です。

- (i) 関税およびその他非関税障壁を撤廃し、締結国間のマーケットへのアクセスを容易にする
- (ii) 投資家に対する制限や規制を緩和し、外国投資を促進する

- (iii) 締結国に「内国民待遇」「最恵国待遇」を提供する
- (iv) 規制整備により、知的財産を保護する
- (v) 反競争的活動に対する措置を行い、投資活動を促進する
- (vi) 紛争解決方法を簡素化し、明確化する

4. インドが締結しているFTAは？

インドは、ASEAN諸国、日本、韓国、シンガポール、SAARC諸国、SAPTA諸国との間で18を超えるFTAを締結しています。調達コストを削減し、グローバルマーケットでの競争力を高めるためにも、これらのFTAを適切に活用することが重要です。

5. 原産地規則 (RoO) とは？また、その一般的な基準とは？

原産地規則 (Rules of Origin: RoO) とは、国際貿易において製品の原産地を決定するために必要な基準です。各国毎に異なる基準が適用されていますが、一般的に広く使われている基準は、以下です。

- (i) 投入品の実質的な変更
- (ii) 関税分類の変更
- (iii) 特定の製造・加工
- (iv) 輸出国において行われる製造・加工



6. 原産地証明書 (CoO) とは？

FTAの特恵関税の適用を受けるためには、輸出者が対象製品の原産地証明書 (Certificate of Origin: CoO) を取得する必要があります。CoOは、各FTAに規定されている条件を満たした場合に発行されます。これは、輸出者が輸出製品の原産地を証明するために必要であり、同時に、輸入者が輸入製品について享受可能な恩恵を主張するためにも必要です。CoOは、輸入者が輸入国の上陸港で提出する必要があります。

7. 輸出者がFTAから享受する恩恵を最大化するために必要なことは？

サプライチェーン、製造プロセス、製品の種類、FTAの内容等に基づき、FTAを利用することによるメリット等を適切に評価することができるようなプロセス (原産地管理) を構築しておく必要があります。

これは、透明性、追跡可能性、および十分なセルフチェック体制を備え、政府からの監査要求があった際にそれに適切に対応できるようにしておくべきです。

一般的な原産地管理プロセスには、以下が含まれます。

- (i) 輸出製品の製造に使用される原材料、部品、投入物等の特定
- (ii) 付加価値の計算
- (iii) RoOで規定されている実質的な変更がなされているかどうかの判断
- (iv) サプライチェーンおよび投入物や原材料のコスト/価格情報の追跡
- (v) CoOに必要なデータ・情報を効率的に抽出できるようなERPシステムの構築

適切な原産地管理プロセスを構築することにより、プロセス全体の標準化、利益の測定、コンプライアンス違反の把握、税務当局からの問い合わせ時のスムーズな対応等が可能となります。

8. 輸入者がFTAから享受する恩恵を最大化するために必要なことは？

以下のような観点について、継続的に改善していくことが必要です。

- (i) FTAの対象となる製品の評価・特定
- (ii) 必要プロセスについて理解するための適切な研修等の実施
- (iii) RoOについての理解を深めるための輸出者との連携強化 (受領したRoOのみに頼らない)
- (iv) 税務当局からの問い合わせへの対応をサポートするための、データ、情報、文書等の適切な保管

FTAに関する適切かつタイムリーな研修等を実施することは、輸入者にとって大幅なコスト削減につながり、競争力の向上が見込めます。

9. FTAに関する税務当局からの監査に対する準備の重要性とは？

特恵関税の輸入国における適用は、原産地主張の正確性を審査することによって管理が行われます。インドでは、特恵関税の不正または不当な請求について調査する責任は、税務当局にあります。この問題に取り組むため、2020-21年度予算では、特恵関税の請求を審査するための権限とプロセスについての新たな規定が1962年関税法に導入されました。税務当局の事前調査に対する回答が満足のものではない場合、特恵関税の制限および拒否権限が与えられています。このような観点から、インドの輸入者は、輸出者から提供されるCoOに頼るのではなく、税務当局との無用なトラブルを避けるためにも、十分な情報のチェックを行う必要があります。すなわち、輸入者も輸出者と同様に、税務当局からの照会、監査、調査等に備え

て、適切なプロセスを構築しておく必要があるのです。調査時の重要なポイントは、以下です。

- (i) 製品がRoOの条件を満たしていること
- (ii) 特恵関税が正しい形で請求されており、関連する書類や情報で裏付けが可能であること
- (iii) 特恵関税請求時、「相当の注意」が支払われていること
- (iv) 製品の分類と評価が正しく行われており、インボイスとCoOとの関連付けが可能であること

10. インドのFTAに関する情報は、どこで確認することができますか？

The department of Commerce (商務省) のウェブサイトにて、インドのFTAに関する情報を確認することができます。



免責事項：本資料は、法的な助言・意見を提供するものではなく、情報提供のみを目的とし、本資料に記載の内容を商業目的で使用することはできません。Acuity Lawは、本資料の情報に不正確または不完全な内容が意図せず、もしくはその他のいかなる理由により含まれている場合に発生し得る損害・損失についても、一切の責任を負わないものとします。

ご質問やその他追加での情報をご希望の場合は、jd@acuitylaw.co.inまでお気軽にお問い合わせください。